

業務説明書

1 業務名

青森ファンプラットフォーム構築・運用等業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

今後、これまで以上に世の中の情報流通量が著しく増加し、不特定多数（マス）向けの画一的な情報発信や相手方の検索に依存する情報発信は、訴求力や費用対効果が低下していくと予想される。このため、マスではなく各個人の多様な志向や経験に合わせ、的確かつ積極的に情報を届けるとともに個人から周囲へ情報が推奨・拡散されていく仕組みが必要である。

本業務では、青森に関心・愛着を持つ個人が集う Web サイト「青森ファンコミュニティ」及び「CRM システム※」で構成する「青森ファンプラットフォーム」を構築・運用するものである。

※ 会員データを自動集計・可視化・分析する基盤として構築し、会員へダイレクトに情報発信（メール・LINE）可能な機能を有するもの。

4 業務内容

(1) 青森ファンプラットフォームの構築・運用・保守

青森ファンプラットフォーム基本設計書に基づき以下を実施すること。

- ア Web サイト構築
- イ CRM システム（顧客管理システム）構築
- ウ スマートフォン用アプリケーションソフト構築
- エ Web サイト、CRM システム及びスマートフォン用アプリケーションソフトの運用・保守
- オ その他基本設計書に記載の事項

(2) モバイル Wi-Fi ルーターの手配

別紙「モバイル Wi-Fi ルーター調達仕様書」に基づくモバイル Wi-Fi ルーターを2台手配すること。

(3) 青森ファンコミュニティのプロモーション施策の実施

別紙「青森ファンコミュニティプロモーション企画書」に基づき以下を実施すること。

- ア 観光施設を活用した入会促進
- イ SNS を活用した入会促進
- ウ アンケート型広告を活用した入会促進

- エ ねぶた祭りを活用した入会促進
- オ 交通拠点を活用した入会促進
- カ 入会促進施策の独自提案・実施

上記ア～オのほか、青森ファンコミュニティの入会促進施策を独自提案・実施すること。

(4) 青森ファンコミュニティの活性化施策の実施

別紙「青森ファンコミュニティ活性化企画書」に基づき以下を実施すること。

- ア 部活動の設立・運営
- イ コミュニティマネージャーの配置
- ウ キーマンの配置
- エ 特集記事の制作・配信
- オ イベントの企画・運営
- カ デジタルスタンプラリーの企画・運営
- キ 特別会員証の制作・発送
- ク 活性化施策の独自提案・実施

上記ア～キのほか、青森ファンコミュニティの活性化施策を独自提案・実施すること。

(5) 地域連携の仕組み構築

DMOや地域事業者による青森ファンプラットフォームへの関与を促進する仕組みを構築すること。

(6) マネタイズの仕組み提案・準備

令和7年度以降に青森ファンプラットフォームの運用・保守費用や各種施策の実施費用に充当する財源を創出するマネタイズの仕組みを提案し、仕組み構築に必要な業務を実施すること。

5 業務スケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 青森ファンプラットフォームの構築 | ～令和6年6月末 |
| (2) 青森ファンプラットフォームのテスト運用 | 令和6年7月1日～21日 |
| (3) 青森ファンプラットフォームの本稼働 | 令和6年7月22日～ |
| (4) 青森ファンコミュニティのプロモーション施策 | 令和6年7月22日～ |
| (5) 青森ファンコミュニティの活性化施策 | 令和6年7月22日～ |

6 資料

以下の資料を熟読の上、業務を行うこと。

- (1) 青森ファンプラットフォームの在り方（目指す姿）等（別添1）
- (2) 青森ファンプラットフォーム基本設計書（別添2）
- (3) 青森ファンコミュニティプロモーション企画書（別添3）
- (4) 青森ファンコミュニティ活性化企画書（別添4）

- (5) モバイルWi-Fiルーター調達仕様書（別添5）

7 成果品

下記（1）は契約締結後直ちに納品すること。その他は発注者と協議の上、納品期限を決定する。

- (1) 業務全体計画書 1式
- (2) 青森ファンプラットフォーム実施設計書 1式
- (3) 青森ファンプラットフォーム機能確認試験結果報告書 1式
- (4) 青森ファンプラットフォーム保守管理報告書 1式
- (5) 青森ファンプラットフォームマニュアル 1式
- (6) 本業務により制作した写真、動画、テキストデータ、各種制作物等 1式
- (7) 業務完了報告書 1式

8 目標指標

- (1) 青森ファンコミュニティ会員数 10,000人
- (2) 青森ファンコミュニティ会員ログイン率 25%
- (3) 青森ファンコミュニティ会員による投稿・コメント数（コミュニティ内外）
5,000件

9 セキュリティ要件

- (1) 受注者は、県が開示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底させること。
- (2) 基本設計書におけるサーバー・ネットワーク等のセキュリティ要件に従うこと。
- (3) 作業においては、「個人情報の保護に関する法律」、「青森県個人情報の保護に関する条例」及び「情報セキュリティポリシー」に従うこと。
- (4) 取り扱うデータ及びシステムの取扱いには十分注意を払い、発注者の指定場所以外へ持ち出す場合は、発注者の許可を得ること。
- (5) 第三者によるサーバーへの不正アクセス等により、情報資産の漏洩、改ざんや焼失、毀損が生じた場合は、直ちに発注者へ報告すること。また、これらに伴い生じた損害賠償等は全て受注者の責任において必要な措置を講ずること。
- (6) 業務に着手する前に予め情報資産を保護する仕組みや体制について、発注者へ説明し、了承を得ること。

10 業務実施体制等

- (1) 業務実施体制
 - ア 委託業務の責任者を配置し、委託業務作業時における情報を一元管理するとともに、問題解決等の窓口を一本化すること。
 - イ 再委託は県の事前承認とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者

- に委託し、又は請け負わせないこと。
 - ウ 進捗管理、打合せを適切に行うこと。
 - エ 懸案事項、課題、検討事項等を適切に管理すること。
 - オ 構築に伴う開発環境は受注者が用意すること。
- (2) 品質管理
- 品質管理を適切に行うこと。
- (3) 機能確認試験
- ア 県の立ち合いの下に全ての機能に関して、機能確認試験を実施すること。機能確認試験のためのテスト環境を準備すること。
 - イ 機能確認試験において、機能の不備があった場合は直ちに機能の修正を行うこと。

11 著作権

- (1) 本業務に係る成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- (2) 受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

12 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、発注者との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することとする。
- (4) 受注者は、受注業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 事故等により発生した損害は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は受注者と協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) Google や LINE 等、外部サービスとの連携機能により、外部サービスによる監査が行われる場合には対応すること。